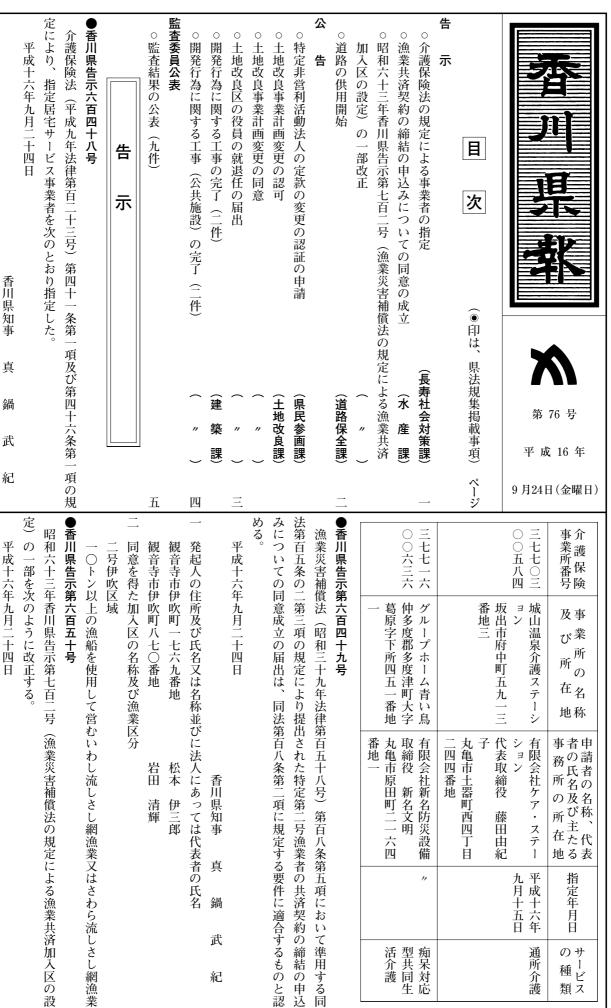
毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは繰下発行)

0

0



香

Ш

県

報

平成十六年九月二十四日

(第九一七〇号)

(第九一七〇号)

香川県知事 真 鍋 武 紀

のり等養殖業(のり養殖)の表中

屋島加入区 庵治加入区 屋島漁業協同組合の地区 庵治漁業協同組合の地区

庵治・屋島加入区 区 庵治漁業協同組合の地区及び屋島漁業協同組合の地

改める。

●香川県告示第六百五十一号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき次のように道路

の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。 その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十六年九月二十四日から同年

十月十五日まで一般の縦覧に供する

平成十六年九月二十四日

香川県知事 真 鍋 武

紀

道路の種類 県道 (一般)

路 線 名 多度津丸亀線 (二百五号)

道路の区域

 中多度郡多度津町大字山階一三九八番 中多度郡多度津町大字山階一三九八番 中多度郡多度津町大字奥白方一三一二	X
大字與白方一三九八番一地	間
三六 六六 六六 六	(メートル)敷地の幅員
四 九 一	(メートル) 長
一部 ・ 一部 ・ 一部 ・ 一部 ・ 一号で変更 ・ した区域の	備考

公 告

●香川県公告第四百六十号

を

営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、 特定非

第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、香川県政策部県民参画課に備え置き、平成十六年十一月十三日まで

縦覧に供する。

平成十六年九月二十四日

香川県知事

真

鍋

武

紀

申請のあった年月日

平成十六年九月十三日

申請に係る特定非営利活動法人の名称、 代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

特定非営利活動法人にこにこ三豊

美根子

三豊郡高瀬町大字上高瀬一五〇三番地二

定款に記載された目的

福祉の増進と町づくりの推進に寄与することを目的とする。 耐・技術のもと、地域社会を豊かで住みよくするための福祉活動に関する事業を行い、 本会は、人口の高齢化が急速に進展する中にあって、高齢者や障害者などに、愛・忍

●香川県公告第四百六十一号

理事業(非補助土地改良事業)西分地区) 十七日認可した。 同法第十条第一項の規定により、西分地区土地改良事業共同施行が土地改良事業(区画整 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十五条の二第三項において準用する 計画を変更することについて平成十六年八月二

平成十六年九月二十四日

香川県知事 真 鍋 武

紀

●香川県公告第四百六十二号

四

供用開始の期日

平成十六年九月二十四日

土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条の三第五項において準用する

Ξ)号)	(第九一七○号)					成十六年九月二十四日	平成十二	報	県	Ш	香
	氏名	に者の住所及び	開発許可を受けた者の住所及び氏名		<i>"</i>		田東甲二九三四番地	石	"	和政	芳竹	"
0	綾歌郡飯山町川原字野津郷一〇六〇―一及び一〇六一―一〇	原字野津郷一○-	羧歌郡飯山町川 原	//土	"		石田西一五五四番地一	″ 石	"	清	尹 穴吹	監事
	吸の名称	域又は工区に含まれる地域の名称	開発区域又は工匠		"		田東甲一二七五番地	″ 石	"	茂	松原	"
真 鍋 武 紀	香川県知事				"		三五一二番地	"	"	正市	日吉	"
		十四日	平成十六年九月二十四日	ज€	″		二五四五番地一	"	"	正 幸	中野	"
	් ර	項の規定により公告する。	十六条第三項の規定	三十十	″		二二六〇番地一	"	"	久勝	河野	"
(昭和四十三年法律第百号)第	都市計画法	9る工事が完了.	次の開発行為に関する工事が完了したので、	次	″		三九一番地二	"	"	秀則	中山	"
		八十四号	香川県公告第四百六十四号	●香	″		前二三六番地	<i>″</i> 神	"	初男	佐藤	"
"	石田東甲二九三四番地	"	芳竹 和政	"	″	Ξ	甲一四六四番地三	"	"	幹 男	飯田	"
"	石田西一五五四番地一	"	穴吹 清	"	″		甲二〇六〇番地	"	"	春夫	齊藤	"
"	神前二三六番地	"	事 佐藤 初男	監	″		田東甲四三〇番地	″ 石	"	豊晴	木村	"
"	石田東甲一二七五番地	"	松原 茂	"	″		三四六五番地	"	"	昭	藤井	"
"	〃 三五一二番地	"	日吉 正市	"	"		二八〇一番地一	"	"	俊次	日向	"
"	〃 二五〇九番地一	"	船井 修	"	″		一七七二番地四	"	"	忠	藤田	"
"	〃 二三〇〇番地一	"	木虎 祺公	"	"		三七〇番地	"	"	英範	國方	"
"	〃 一六九九番地四	11	元木 修	"	平成一六、七、三	₩	石田西一七五四番地	町	さぬき市寒川	正美	事 廣瀬	理事
"	神前一〇二八番地二	"	廣瀬 正夫	"	进任年月日		戸		信	名	_妇 日	種類
"	〃 甲二○九○番地一	"	多田 敏晴	"	£ F		ŕ		È	<u></u>		役員の
"	〃 甲一〇一七番地	11	杉浦 弘	"						役 員	退任した役員	冶
"	石田東甲四三〇番地	"	木村 豊晴	"	武紀	真鍋	香川県知事					
"	〃 三四六五番地	"	藤井 一昭	"					十四日	成十六年九月二十四	一成十六	平
"	〃 二七二九番地	"	川西 繁富	"	った。	り届出があった。	任について次のとおり	退任及び就任につい	0)	土地改良区から役員	川土地 改皇	市寒川
"	〃 一七七二番地四	"	藤田忠	"	正により、 さぬき	十六項の規定	十五号)第十八条第十六項の規定によ	(昭和二十四年法律第百九十五号)	十四年法	(昭和二	土地改良法	土
"	〃 四二三番地三	"	木村 和彦	"					十三号	弗四百六	香川県公告第四百六十三号	●香Ⅲ
平成一六、七、四	町石田西一七五四番地	さぬき市寒川町石田	事 廣瀬 正美	理	武紀	真鍋	香川県知事					
就任年月日	所	住	類 氏 名	種					十四日	平九月二.		亚
	-		2	役員の					九月十日同意した。	月十日同	成十六年九日	平成上
			就任した役員	<u></u>	計画を変更することについて	計画を変更な	下新開地区)	(区画整理事業)	良事業	(非補助土地改良事業		良事業
"	神前三九四六番地	"	六車 満昭	//	飯山町が土地改	規定により、	て準用する同法第十条第一項の記	準用する	おい	条第九項に	四十八	同法第

Ш

県

高松市天神前七番一八号

株式会社合田不動産 代表取締役 合田耕三

●香川県公告第四百六十五号

三十六条第三項の規定により公告する 次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第

平成十六年九月二十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

開発区域又は工区に含まれる地域の名称

綾歌郡飯山町東坂元字久保一八〇三—一、 一八〇四―一及び一八〇四―二

開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪市北区曽根崎二丁目一二番一号

エス・バイ・エル株式会社 代表取締役 渡瀬淳

▶香川県公告第四百六十六号

次の開発行為に関する工事のうち、公共施設に関する工事が完了したので、都市計画法

(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により公告する。 平成十六年九月二十四日

香川県知事 真 鍋 武

紀

開発区域又は工区に含まれる地域の名称

綾歌郡飯山町川原字野津郷一〇六〇―一及び一〇六一―一〇

工事を完了した公共施設の種類、位置及び区域

1

道路(有効幅員五・○○メートル、延長五○・八四メートル)

綾歌郡飯山町川原字野津郷一〇六〇―一の一部及び一〇六一―一〇の一部

2

排水施設

ートル) 自由勾配側溝(寸法三〇〇ミリメートル×四〇〇ミリメートル、延長五一・〇〇メ

綾歌郡飯山町川原字野津郷一〇六〇―一の一部、一〇六一―一〇の一部及び同地先

町道

排水管(直径二○○ミリメートル、延長四二・九○メートル)

綾歌郡飯山町川原字野津郷一〇六〇―一の一部、一〇六一―一〇の一部及び同地先

開発許可を受けた者の住所及び氏名

高松市天神前七番一八号

株式会社合田不動産 代表取締役 合田耕三

●香川県公告第四百六十七号

(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により公告する 次の開発行為に関する工事のうち、公共施設に関する工事が完了したので、 都市計画法

平成十六年九月二十四日

香川県知事 真 鍋 武

紀

開発区域又は工区に含まれる地域の名称

綾歌郡飯山町東坂元字久保一八〇三―一、一八〇四―一及び一八〇四―二

工事を完了した公共施設の種類、位置及び区域

1

道路(有効幅員四・五〇メートル、延長四三・五七メートル)

綾歌郡飯山町東坂元字久保一八〇三―一の一部、一八〇四―一の一部及び一八〇四

|-|二の|部

2

排水管(直径二〇〇ミリメートル、延長四六・一三メートル)

綾歌郡飯山町東坂元字久保一八〇三―一の一部、 一八〇四―一の一部、 一八〇四

一の一部及び同地先町道

排水管(直径二〇〇ミリメートル、延長四・六二メートル)

綾歌郡飯山町東坂元字久保一八〇四―二の一部

排水敷地(面積三・八三平方メートル)

綾歌郡飯山町東坂元字久保一八〇四―二の一部

開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪市北区曽根崎二丁目一二番一号

エス・バイ・エル株式会社 代表取締役 渡瀬淳

監査委員公表

●香川県監査委員公表第20号

同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。 地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、

平成16年9月24日

香川県監査委員

₩

川

 \Box

皿 回

監査対象部局 政策部及び出納局

監査対象年度 平成15年度

監査の概要

監査対象機関

監査年月日

消費生活センター 平成16年 4 月22日

平成16年6月1日

平成16年6月14日

政策課

東京事務所

平成16年6月15日

自治振興課 広聴広報課

選挙管理委員会事務局

県民参画課 情報政策課

交通政策課

平成16年6月16日

人権・同和政策課

平成16年8月25日

出約同 小豆総合事務所

平成16年8月27日

監査の結果

の都度、関係機関に口頭により指導を行った。 財務に関する事務については次のとおりであり、その他の軽微な事項については、そ

香 Ш 県

報 平成十六年九月二十四日

予算の執行に当たっては、今後とも、厳正かつ効率的な執行に留意するよう要望した。

(1) 指摘事項

該当事項なし

(2) 指導注意事項

超過勤務手当等の支給について 超過勤務手当及び休日給の支給に当たり、支給割合を誤っているので、正当額と

の差額分を追給する必要がある。 (政策課)

旅費の支給について

3 検討指示事項

っているので、正当額との差額分を返納させる必要がある。(県民参画課)

公用車利用による土庄町及び内海町への出張旅費の支給に当たり、日当の額を誤

該当事項なし

●香川県監査委員公表第21号

同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。 地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第199条第 4 項の規定に基づき監査を実施したので、

平成16年9月24日

香川県監査委員

回 耳

滔 通

回

義

監査対象年度 平成15年度

監査対象部局

総務部

監査の概要

監査対象機関 監査年月日

中讃県税事務所 西讃県税事務所 平成16年 4 月15日

平成16年 4 月19日

文書館 東讚県税事務所 平成16年6月2日 平成16年 4 月22日

平成16年6月8日

危機管理課

Ш
県
報
_
平成十二
一年
九月二十
园日

(第九一七○号)

税務課 統計調査課 秘書課 消防学校 平成16年6月9日

期際課

人事・行革課 法務文書課

平成16年6月11日

自治研修所

職員課

総務学事課

青年センター 青少年・男女共同参画課

平成16年6月14日

平成16年6月16日

財務に関する事務については次のとおりであり、その他の軽微な事項については、そ 監査の結果

の都度、関係機関に口頭により指導を行った。

予算の執行に当たっては、今後とも、厳正かつ効率的な執行に留意するよう要望した。

指摘事項

該当事項なし

2

指導注意事項

超過勤務手当の支給について

返納させ又は追給する必要がある。 超過勤務手当の支給に当たり、支給割合を誤っているので、正当額との差額分を (総務学事課、消防学校、中讚県税事務所)

委託業務の契約期間について

約していた。 約内容は年度当初に契約すべきものでありながら年度当初から約2か月経過して契 本館の消防設備、自動火災報知設備保守点検業務にかかる委託契約について、契 (総務学事課)

か 自主検査の実施について

(統計調査課) 課の長による会計事務の自主検査が規則で定める年2回以上行われていなかった。

> Н 報酬の支給について

で、正当額との差額分を返納させ又は追給する必要がある。(国際課) 嘱託職員の報酬の支給に当たり、日割りによる計算方法を誤って算定しているの

3 検討指示事項

県税の収入未済額について

な徴収確保対策を講じる必要がある。 (税務課) 極的な徴収に努めているが、依然として多額の収入未済額があり、引き続き効果的 車税の滞納者に対する差押、悪質滞納者に対する捜索による財産調査・差押など積 県税の徴収については、個人県民税対策として実施した直接徴収をはじめ、自動

●香川県監査委員公表第22号

同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。 地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第199条第 4 項の規定に基づき監査を実施したので、

平成16年9月24日

川

香川県監査委員

恭延

回

回

義 滔

監査対象部局 環境森林部

監査の概要

監査対象年度

平成15年度

監査対象機関

監査年月日

環境保健研究センター 平成16年 4 月22日

東部林業事務所 平成16年 4 月27日

環境·水政策課 平成16年5月13日

環境管理課

平成16年 5 月18日

廃棄物対策課 みどり保全課 森林センター みどり整備課

			ω	2							न्ता		_													4		
畜産試験場	西讃農業改良普及センター	監査対象機関	8 監査の概要	2 監査対象年度 平成15年度	l 監査対象部局 農政水産部					平成16年 9 月24日	同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。	地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第	香川県監査委員公表第23号	該当事項なし	(3) 檢討指示事項	森林センター、直島環境センター)	の差額分を返納させ又は追給する必要がある。	超過勤務手当又は休日給の支	超過勤務手当等の支給について	(2) 指導注意事項	該当事項なし	(1) 指摘事項	予算の執行に当たっては、今後とも	の都度、関係機関に口頭により指導を行った。	財務に関する事務については次の	1 監査の結果	直島環境センター	西部林業事務所
平成16年 4 月19日	平成16年 4 月15日	監査年月日				同 広瀬	同 石川	同 名和	香川県監査委員 鎌田		次のとおり公表する。	地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第199条第 4 項の規定に基づき監査を実施したので、					る必要がある。(環境・水政策課、廃棄物対策課、	超過勤務手当又は休日給の支給に当たり、支給割合を誤っているので、正当額と					予算の執行に当たっては、今後とも、厳正かつ効率的な執行に留意するよう要望した。	を行った。	財務に関する事務については次のとおりであり、その他の軽微な事項については、		平成16年6月3日	平成16年6月2日
						須 員 義	川 稠 治	11 基 延	日 守 恭 4			に施したので、					密棄物対策課、	りで、正当額と					よう要望した。		こついては、そ			
の差額分を返納させ又は追給する必要がある。	臨時職員の期末賃金の支給に当た	ア 賃金の支給について	(2) 指導注意事項	該当事項なし	(1) 指摘事項	予算の執行に当たっては、今後とも厳	の都度関係機関に口頭により指導を行った。	財務に関する事務については次のとお	監査の結果	東部家畜保健衛生所	農業大学校	西讚土地改良事務所	中讃農業改良普及センター	中讚土地改良事務所	東讃農業改良普及センター	農政課	西部家畜保健衛生所	農業試験場	農村整備課	土地改良課	畜産課	海区漁業調整委員会	水産課	農業生産流通課	農業経営課	赤潮研究所	水産試験場	東讚土地改良事務所
要がある。(農業試験場、東讃農業改良普及セ	臨時職員の期末賃金の支給に当たり、支給日数を誤って算定したため、正当額と					予算の執行に当たっては、今後とも厳正かつ効率的な執行に留意するよう要望した。	た。	財務に関する事務については次のとおりであり、その他の軽微な事項については、そ		ż	平成16年9月9日	*	平成16年8月17日	7	平成16年 8 月12日	平成16年 6 月25日	2	平成16年6月2日		*	平成16年 5 月31日	2	平成16年 5 月25日	*	平成16年 5 月17日		平成16年 4 月22日	*

Ш

県

報

平成十六年九月二十四日

(第九一七○号)

七

同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。 ယ 2 ●香川県監査委員公表第24号 (3) 地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、 監査の概要 監査対象部局 平成16年 9 月24日 か 監査対象年度 Н 監査対象機関 然として多数の未登記件数が見受けられるので、引き続きその解消に向けた取組が 検討指示事項 の差額分を追給する必要がある。(東讃土地改良事務所) 讃農業改良普及センター、中讃農業改良普及センター、農業大学校) の差額分を返納させ又は追給する必要がある。(農業生産流通課、農業試験場、東 必要である。 登記事務処理の推進について を返納させる必要がある。 (畜産試験場) 電算処理システムの入力を誤っているものが見受けられたので、正当額との差額分 特殊勤務手当の支給について 超過勤務手当等の支給について Ш 用地の未登記の解消については、これまでも努力されているところであるが、依 用地交渉等業務手当の支給に当たり、従事日数を誤って算定したため、正当額と 超過勤務手当又は休日給の支給に当たり、支給割合を誤っているので、正当額と 自動車で高速自動車道を利用して通勤する職員の通勤手当の支給に当たり、給与 通勤手当の支給について (土地改良課) 土木部 平成15年度 監査年月日 香川県監査委員 回 回 回 名石 鐮 \blacksquare 桁 4 河 泊 (2) (1) 指摘事項 の都度、関係機関に口頭により指導を行った。 監査の結果 予算の執行に当たっては、今後とも、厳正かつ効率的な執行に留意するよう要望した。 財務に関する事務については次のとおりであり、その他の軽微な事項については、そ 指導注意事項 該当事項なし るものが見受けられたので、正当額との差額分を追徴する必要がある。(長尾土木 占用料の収入事務について 住宅課 建築課 港湾課 高松土木事務所 サンポート高松推進事務所 道路占用料の徴収に当たり、特別の理由なく減額調定し、誤った額を収入してい 技術企画課 河川砂防課 高松港管理事務所 西讃土木事務所 坂出土木事務所 善通寺土木事務所 長尾土木事務所 サンポート高松推進課 土木監理課 道路保全課 道路建設課 都市計画課 下水道課 平成16年8月24日 平成16年8月23日 平成16年8月20日 平成16年8月31日 平成16年8月30日 平成16年8月18日 平成16年8月17日 平成16年8月12日 平成16年 3 月25日

超過勤務手当の支給について

返納させ又は追給する必要がある。(都市計画課、サンポート高松推進課) 超過勤務手当の支給に当たり、支給割合を誤っているので、正当額との差額分を

- (3) 検討指示事項
- 登記事務処理の推進について

理の推進を図る必要がある。(土木監理課) るものの、依然として相当の未登記件数が見受けられるので、引き続き登記事務処 用地の未登記の解消については、計画的な取組により一定の改善成果は認められ

廃道敷及び廃川敷の管理及び処分について

切な管理及び処分の推進に努める必要がある。 廃道敷及び廃川敷が相当数見受けられることから、その実態を的確に把握し、 (道路保全課、河川砂防課) 阖

▶香川県監査委員公表第25号

同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。 地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、

平成16年9月24日

香川県監査委員 繅 \blacksquare

4

₩ 桁 恭

皿

Ŋ 鼯 通 滔

回

川

監査対象部局 議会事務局

監査対象年度 平成15年度

監査の概要

ယ 2

監査年月日

監査対象機関

議会事務局

平成16年7月13日

監査の結果

財務に関する事務については、指摘事項、指導注意事項及び検討指示事項は認められ

なかった。

なお、軽微な事項については、その都度口頭により指導を行った。

予算の執行に当たっては、今後とも厳正かつ効率的な執行に留意するよう要望した。

香

Ш

県

報

平成十六年九月二十四日

)香川県監査委員公表第26号

同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。 地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第199条第 4 項の規定に基づき監査を実施したので、

平成16年9月24日

香川県監査委員 濼 \blacksquare

回

恭延治

工

簏

義

回 皿

監査対象部局 人事委員会事務局

監査対象年度 平成15年度

監査の概要

ယ

監査対象機関

人事委員会事務局

監査年月日

平成16年7月13日

監査の結果

財務に関する事務については、指摘事項、指導注意事項及び検討指示事項は認められ

なかった。

●香川県監査委員公表第27号

同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。 地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第199条第 4 項の規定に基づき監査を実施したので、

予算の執行に当たっては、今後とも厳正かつ効率的な執行に留意するよう要望した。

なお、軽微な事項については、その都度口頭により指導を行った

平成16年9月24日

香川県監査委員 鱳 \blacksquare 4

回

₩ 恭延

耳

広 艦 皿 簏 義 滔

回 皿

平成15年度

地方労働委員会事務局

監査対象部局

監査対象年度

監査の概要

ယ

九

(第九一七〇号)

川県報	平成十六年九月二十四日	(第九一七〇号) 一〇
查対象機関	監査年月日	なかった。
地方労働委員会事務局	平成16年7月13日	なお、軽微な事項については、その都度口頭により指導を行った。
の結果		予算の執行に当たっては、今後とも厳正かつ効率的な執行に留意するよう要望した。

の都度口頭により指導を行った。 財務に関する事務については次のとおりであり、その他の軽微な事項については、 監査の結果 予算の執行に当たっては、今後とも、厳正かつ効率的な執行に留意するよう要望した。 勘 W

<u>=</u> 指摘事項

超過勤務手当の支給について 指導注意事項

(2)

該当事項なし

超過勤務手当の支給に当たり、支給割合を誤っているので、正当額との差額分を

(3) 検討指示事項 追給する必要がある。

●香川県監査委員公表第28号

該当事項なし

同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。 地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、

平成16年 9 月24日

香川県監査委員 濼 \blacksquare 4

恭

₩ 桁 通

万 \Box 艦 皿 鼯 義 滔

回 皿 回

監査委員事務局

平成15年度 監査年月日

ယ 2

監査の概要 監査対象年度 監査対象部局

監査対象機関

監査委員事務局

平成16年7月13日

監査の結果

平成十六年九月二十四日印刷発行

財務に関する事務については、指摘事項、指導注意事項及び検討指示事項は認められ

印刷発行所

香

Ш

県

庁

(購読料月極二千五百円)

1270